

香川県病院局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。